

# 国民健康保険 被保険者証(保険証)の発行が終了します

**【従来の保険証は発行されなくなります】**

令和6年12月2日以降、保険証は発行されなくなり、医療機関などの受診は健康保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)の利用を基本とする仕組みに移行します。  
 ※すでに発行済の保険証は、保険証に記載の有効期限まで使用することができます。



**【マイナ保険証がない場合】**

マイナ保険証を保有していない人や、保険証利用登録を解除した人には、お持ちの保険証の有効期限を迎える前に、保険証に代わるものとして、「資格確認書」を送付します(申請は不要です)。

問 住民課 国保係 ☎934-2250

# 後期高齢者医療 被保険者証(保険証)の発行が終了します

令和6年12月2日から現行の紙の保険証および限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証(認定証)の発行は終了し、医療機関などの受診は健康保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)を基本とする仕組みに移行します。

令和6年12月1日までに交付された保険証は、記載されている有効期限まで使用できます。

**▶マイナ保険証を基本とする仕組み**

	保険証		認定証	
	R6.12.1まで	R6.12.2以降	R6.12.1まで	R6.12.2以降
マイナ保険証をお持ちの人	マイナ保険証 または保険証	マイナ保険証	マイナ保険証 または認定証	マイナ保険証
マイナ保険証をお持ちでない人	保険証	保険証(有効期限まで) または資格確認書	認定証	認定証(有効期限まで) または資格確認書

**【マイナ保険証をお持ちの人】**

**●保険証**

マイナンバーカードを利用して、医療機関などの窓口で受け付けすることで、これまで通り受診することができます。

**●認定証**

マイナンバーカードを利用して、医療機関などの窓口で受け付けすることで、これまで通り医療機関ごとの窓口負担が自己負担限度額までになります。

**【マイナ保険証をお持ちでない人】**

**●保険証**

現行の保険証の有効期限が終了する前に「資格確認書」を交付します(令和6年12月2日以降に転居や負担割合の変更などがあった場合は、その時点で資格確認書を交付します)。

**●認定証**

令和6年12月1日までに認定証の交付を受けていた人には、現行の認定証の有効期限が終了する前に、「適用区分等の情報を併記した資格確認書」を交付します。

認定証の交付を受けていない人は、役場窓口にて申請を行うことで資格確認書に適用区分が併記されます。

**▶令和7年7月までの資格確認書の暫定的な運用**

令和6年12月2日以降に後期高齢者医療に新規加入される人や、被保険者証の紛失などに伴い再交付を申請される人には、マイナ保険証の保有状況に関わらず、「資格確認書」を交付します。



# 第3回 宇美町ポーツフェスタを開催します

スポーツの良さを再発見し、障害の有無や年齢、性別に関係なく「ともに」スポーツを楽しむことを目的に、スポーツフェスタを開催します。

お誘いあわせの上、ぜひご参加ください。

- ▶日 12月1日(日)
- ▶会 場 住民福祉センター(宇美町平和1-1-1)  
地域交流センター(宇美町平和1-1-2)
- ▶時 間 10:00~13:00
- ▶参加費 無料、申し込み不要  
お気軽に遊びに来てください。
- ▶内 容 ポッチャ、モルック、健康フィットネス、ワークショップ  
★キッチンカーも出店します。  
※本事業は、宇美町共働事業提案制度採択決定事業です。



詳しくはこちら



▲ポッチャ



▲モルック

問 宇美町スポーツフェスタ事務局 ☎080-7004-1439 FAX933-2741 ✉fumispo2013@yahoo.co.jp

問 住民課 医療年金係 ☎934-2250 または 福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎651-3111